政法第 2 5 9 6 号答 申 第 4 5 7 号 平成 2 8 年 1 1 月 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会 委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について (答申)

平成27年1月23日付け健指第2080号による下記の諮問について、別 紙のとおり答申します。

記

諮問第564号

平成26年11月25日付けで異議申立人から提起された、平成26年10月1日付け健指第1374号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答申

## 第1 審査会の結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。) の決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年9月5日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。)第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 請求内容

「中核いすみひなたがつけた記録(両親・息子)」

3 特定した対象文書

実施機関は、条例第11条の規定により、本件請求に係る行政文書の存 否を明らかにせず拒否した。

4 実施機関による決定

平成26年10月1日付け健指第1374号で行政文書不開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年11月25日付けで 異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

- 2 異議申立ての理由
  - (1)本件で作成された記録は、異議申立人には「知る権利」があり、関係 者が関係ある情報を入手しても不開示理由にならない。
  - (2) 行政機関の長は、開示請求があったときは個人が公務員等である場合で、情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分(以下「職務遂行情報」という。)を開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならない。よって不開示は不服である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

1 対象文書の特定について

異議申立人の本件請求の内容に不明な点があったため、平成26年9月11日に請求内容を補足するため、異議申立人に対して電話による聞き取りを行い、以下の内容に係る開示請求であることを確認した。

- (1) 異議申立人及びその両親に係る相談・面談記録
- (2) 異議申立人及びその両親に係る関係機関による会議や打ち合わせの記録
- (3) 中核地域支援センター「夷隅ひなた」(以下「夷隅ひなた」という。) が異議申立人に付き添った病院に関する記録

そこで実施機関は、本件請求について、文書の存否を答えることで、特定の個人が夷隅ひなたを利用したか否かを明らかにすることとなり、条例第8条第2号(不開示とする個人情報)により保護しようとする権利利益を侵害することとなるため、本件決定を行った。

- 2 異議申立ての理由について
  - (1) 異議申立人は、開示請求の対象行政文書としている「中核いすみひなた」がつけた異議申立人及びその両親の相談記録は、異議申立人には「知る権利」があり、これを開示しても、保護しようとする個人の権利利益を侵害するものでないため、条例第11条に該当しない旨主張する。

しかしながら、個人情報の開示の対象は、千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号。以下「個人条例」という。)に基づき本人を対象とするものに限られる。条例に基づく請求の場合は、県内に住所を有する個人であれば何人も請求することが可能であり、実施機関から個人条例に基づく請求手続きをとるよう教示したにもかかわらず、異議申立人は納得せずに本件請求の手続きを継続したものであり、その主張には理由がない。

(2) また、異議申立人は、実施機関に開示請求があったときは、個人が公務員等である場合で、情報がその職務の遂行に係る情報であるときは公務員等の職務遂行情報を開示請求者に対して開示しなければならないと主張する。

しかし、本件請求において文書の存否を答えることは、特定の個人が 夷隅ひなたの相談を受けている事実の有無を示すこととなり、当該情報 を公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、 条例第8条第2号本文の不開示理由に該当し、条例第11条に基づき不 開示とするのが妥当である。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

## 1 対象文書について

本件請求に係る行政文書は上記第4の1のとおり、夷隅ひなたにおける 異議申立人及びその両親に係る相談・面談記録等である。

#### 2 本件決定について

実施機関は、本件請求について、文書の存否を答えることで、特定の個人が夷隅ひなたを利用したか否かが明らかとなり、条例第8条第2号(不開示とする個人情報)により保護しようとする権利利益を侵害することとなるとの理由で本件決定を行った。

以下、本件決定の妥当性について検討する。

#### 3 本件決定の妥当性について

条例第11条は、開示請求に対し、当該請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨、定めている。

異議申立人は、本件請求で異議申立人及び両親に関し、夷隅ひなたが付けた記録の開示を求めているところ、本件請求の存否を答えることは、異議申立人及び両親による、福祉支援事業等を行う夷隅ひなたの利用の有無(以下、「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号前段に該当する。

よって、実施機関が条例第11条を適用して、当該行政文書の存否を明 らかにしないで、本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

### 4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、異議申立人が本人の情報を入手しても不開示理由にならない旨主張しているが、条例に基づく行政文書開示請求制度は、開示請求者が誰であるかを問わず開示・不開示の判断がなされるものであり、個人条例に基づく自己情報開示請求制度とは制度が異なるものである。

また、異議申立人はその他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容	
平成27年1月23日	諮問書の受理	
平成27年2月16日 実施機関の理由説明書の受理		
平成28年9月26日	審議	

# (参考)

## 千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職業等	備考
莊 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
下井康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)